

西宮市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定の件

西宮市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年6月8日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松司郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

西宮市教育委員会公印規則（昭和36年度西宮市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（以下「課等の長」という。）」を「（担当課長を含む。以下これらを「課等の長」という。）」に改める。

第9条中「教育総務課長を経て」を削る。

第11条の次に次の1条を加える。

（電子公印の外部電子計算機への記録等）

第11条の2 課等の長は、業務上の必要があるときは、市及び委員会以外の者が管理する電子計算機であつて、当該課等の長が電子公印の管守上問題がないと特に認めるもの（以下この条において「外部電子計算機」という。）に電子公印を記録することができる。

2 課等の長は、前項の規定により外部電子計算機に電子公印を記録しようとするときは、あらかじめ教育総務課長の承認を得なければならない。

3 第1項の規定により外部電子計算機に電子公印を記録する場合における前条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「電子公印を記録する電子計算機を管理する課等の長」とあるのは「電子公印を利用する業務を所掌する課等の長（電子公印を利用する業務を所掌する課等の長が2人

以上あるときは、協議により選定したこれらの者のうちの1人)」と、同条第3項中「電子公印について」とあるのは「外部電子計算機の管理者に、電子公印について」と、「とるとともに、その管理を厳重に行わなければ」とあるのは「講じさせなければ」とする。

第13条第2項中「、協議のうえ」を削り、「当該電子計算機を管理する課等の長」の次に「又は第11条の2第3項の規定により読み替えて適用する第11条第2項の規定により電子公印管守者となるべき課等の長」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第3項中「、協議のうえ」を削る。

第15条中「教育総務課長を経て」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参考)

○提案理由

電子公印を市及び教育委員会の外部の電子計算機に記録できるようするため。

西宮市教育委員会公印規則

改 正 案	現 行
(略) (印章公印の新調等の手続)	(略) (印章公印の新調等の手続)
第6条 課又は学校その他の教育機関の長（担当課長を含む。以下これらを「課等の長」という。）は、印章公印を新調し、又は改刻する必要があるときは、印章公印新調（改刻）要請書により教育総務課長に要請しなければならない。	第6条 課又は学校その他の教育機関の長（以下「課等の長」という。）は、印章公印を新調し、又は改刻する必要があるときは、印章公印新調（改刻）要請書により教育総務課長に要請しなければならない。
2 教育総務課長は、前項の規定による要請があつた場合は、その内容を審査し、当該要請書を承認したときは、直ちに当該要請があつた印章公印を新調し、又は改刻しなければならない。	2 教育総務課長は、前項の規定による要請があつた場合は、その内容を審査し、当該要請書を承認したときは、直ちに当該要請があつた印章公印を新調し、又は改刻しなければならない。
3 印章公印管守者は、印章公印を使用しなくなつたときは、又は摩滅、毀損その他の理由により印章公印を使用できなくなつたときは、速やかに印章公印廃止要請書により教育総務課長に当該印章公印の廃止を要請しなければならない。	3 印章公印管守者は、印章公印を使用しなくなつたときは、又は摩滅、毀損その他の理由により印章公印を使用できなくなつたときは、速やかに印章公印廃止要請書により教育総務課長に当該印章公印の廃止を要請しなければならない。
4 教育総務課長は、前項の規定による要請があつた場合は、その内容を審査し、当該要請書を承認したときは、印章公印台帳から当該印章公印の登録を抹消しなければならない。	4 教育総務課長は、前項の規定による要請があつた場合は、その内容を審査し、当該要請書を承認したときは、印章公印台帳から当該印章公印の登録を抹消しなければならない。
5 印章公印管守者は、前項の規定により登録を抹消された印章公印を教育総務課長に引き継ぐものとする。この場合において、教育総務課長は、当該印章公印を印章廃印台帳に登録し、3年間保存しなければならない。	5 印章公印管守者は、前項の規定により登録を抹消された印章公印を教育総務課長に引き継ぐものとする。この場合において、教育総務課長は、当該印章公印を印章廃印台帳に登録し、3年間保存しなければならない。
(略) (印章公印の事故届)	(略) (印章公印の事故届)
第9条 印章公印の盜難、紛失、偽造、変造等の事故があつたときは、印章公印管守者は、速やかに印章公印事故届書を教育長に提出しなければならない。	第9条 印章公印の盜難、紛失、偽造、変造等の事故があつたときは、印章公印管守者がその責任を負う。
(略) (電子公印の管守)	(略) (電子公印の管守)
第11条 電子公印の管守については、電子公印管守者がその責任を負う。	第11条 電子公印の管守については、電子公印管守者がその責任を負う。
2 電子公印管守者は、電子公印を記録する電子計算機を管理する課等の長をもつて充てる。	2 電子公印管守者は、電子公印を記録する電子計算機を管理する課等の長をもつて充てる。
3 電子公印管守者は、電子公印について盜難、紛失、破損、改ざんその他不正使用等を防止するための措置をとるとともに、その管理を厳重に行わなければならぬ。	3 電子公印管守者は、電子公印について盜難、紛失、破損、改ざんその他不正使用等を防止するための措置をとるとともに、その管理を厳重に行わなければならぬ。

4 電子公印は、複写してはならない。ただし、電子公印管守者の許可を得た場合は、この限りでない。

(電子公印の外部電子計算機への記録等)

第11条の2 課等の長は、業務上の必要があるときは、市及び委員会以外の者が管理する電子計算機であつて、当該課等の長が電子公印の管守上問題がないと特に認めるもの（以下の条において「外部電子計算機」という。）に電子公印を記録することができる。

2 課等の長は、前項の規定により外部電子計算機に電子公印を記録しようとするときは、あらかじめ教育総務課長の承認を得なければならない。

3 第1項の規定により外部電子計算機に電子公印を記録する場合における前条第2項及び第3項の規定に適用については、同条第2項中「電子公印を記録する電子計算機を管理する課等の長」とあるのは「電子公印を利用する業務を所掌する課等の長（電子公印を利用する業務を所掌する課等の長が2人以上あるときは、協議により選定したこれらの者の中の1人）」と、同条第3項中「電子公印について」とあるのは「外部電子計算機の管理者に、電子公印について」と、「となるとともに、その管理を厳重に行わなければ」とあるのは「講じなければならない」とする。

(略)

(電子公印の新調等の手続)

第13条 課等の長は、電子公印を新調し、又は改刻する必要があるときは、電子公印新調（改刻）要請書により教育総務課長に要請しなければならない。

2 前項の規定にかかるわらず、電子公印を新調しようとする課等の長が当該電子公印を記録することとなる電子計算機を管理する課等の長でないときは、当該電子計算機を管理する課等の長又は第11条の2第3項の規定により読み替えて適用する第11条第2項の規定により電子公印管守者となるべき課等の長が前項の規定による要請を行うものとする。

3 第1項の規定にかかるわらず、電子公印を改刻しようとする課等の長が当該電子公印の電子公印管守者でないときは、当該電子公印管守者が同項の規定による要請を行うものとする。

4 教育総務課長は、前3項の規定による要請があつた場合は、その内容を審査し、当該要請を承認したときは、当該要請のあつた電子公印の新調又は改刻の用に供するため、当該電

4 電子公印は、複写してはならない。ただし、電子公印管守者の許可を得た場合は、この限りでない。

新設

第11条の2 課等の長は、業務上の必要があるときは、市及び委員会以外の者が管理する電子計算機であつて、「外部電子計算機」という。に電子公印を記録することができる。

2 課等の長は、前項の規定により外部電子計算機に電子公印を記録しようとするときは、あらかじめ教育総務課長の承認を得なければならない。

3 第1項の規定により外部電子計算機に電子公印を記録する場合における前条第2項及び第3項の規定に適用については、同条第2項中「電子公印を記録する電子計算機を管理する課等の長」とあるのは「電子公印を利用する業務を所掌する課等の長（電子公印を利用する業務を所掌する課等の長が2人以上あるときは、協議により選定したこれらの者の中の1人）」と、同条第3項中「電子公印について」とあるのは「外部電子計算機の管理者に、電子公印について」と、「となるとともに、その管理を厳重に行わなければ」とあるのは「講じなければならない」とする。

(略)

(電子公印の新調等の手続)

第13条 課等の長は、電子公印を新調し、又は改刻する必要があるときは、電子公印新調（改刻）要請書により教育総務課長に要請しなければならない。

2 前項の規定にかかるわらず、電子公印を新調しようとする課等の長が当該電子公印を記録することとなる電子計算機を管理する課等の長でないときは、当該電子計算機を管理する課等の長又は第11条の2第3項の規定により読み替えて適用する第11条第2項の規定により電子公印管守者となるべき課等の長が前項の規定による要請を行うものとする。

3 第1項の規定にかかるわらず、電子公印を改刻しようとする課等の長が当該電子公印の電子公印管守者でないときは、当該電子公印管守者が同項の規定による要請を行うため、当該電

4 教育総務課長は、前3項の規定による要請があつた場合は、その内容を審査し、当該要請を承認したときは、当該要請のあつた電子公印の新調又は改刻の用に供するため、当該電

子公印に係る印章公印の印影の交付を要請し
なければならない。

5 前項の規定による要請を受けた印章公印管守者は、直ちに当該印章公印の印影を、第1項から第3項までの規定による要請をした者（以下「新調・改刻要請者」という。）へ交付しなければならない。

6 新調・改刻要請者は、前項の規定により交付を受けた印章公印の印影について、盜難、紛失、破損、改ざんその他不正使用等を防止するための措置をとるとともに、その管理を適正に行い、電子公印の新調又は改刻を終えたときは、直ちに、裁断等適当な方法により当該印章公印の印影を破棄しなければならない。

7 電子公印管守者は、電子公印を使用しなくなつたとき、又は電子公印を新調する際に用いた印章公印が廃止されたときは、速やかに電子公印廃止要請書により教育総務課長に当該電子公印の廃止を要請しなければならない。

8 教育総務課長は、前項の規定による要請があつた場合は、その内容を審査し、当該要請を承認したときは、電子公印台帳から当該電子公印の登録を抹消しなければならない。

9 電子公印管守者は、前項の規定により電子公印の登録が抹消されたときは、速やかに電子計算機に記録された当該電子公印を消去するとともに、教育総務課長に消去した旨の報告をしなければならない。この場合において、教育総務課長は、当該電子公印を電子磨印台帳に登録しなければならない。

（略）

（電子公印の事故届）

第15条 電子公印の盜難、紛失、偽造、変造等の事故があつたときは、電子公印管守者は、速やかに電子公印事故届書を教育長に提出しなければならない。

（略）

子公印に係る印章公印の印影の交付を要請しなければならない。

5 前項の規定による要請を受けた印章公印管守者は、直ちに当該印章公印の印影を、第1項から第3項までの規定による要請をした者（以下「新調・改刻要請者」という。）へ交付しなければならない。

6 新調・改刻要請者は、前項の規定により交付を受けた印章公印の印影について、盜難、紛失、破損、改ざんその他不正使用等を防止するための措置をとるとともに、その管理を適正に行い、電子公印の新調又は改刻を終えたときは、直ちに、裁断等適当な方法により当該印章公印の印影を破棄しなければならない。

7 電子公印管守者は、電子公印を使用しなくなつたとき、又は電子公印を新調する際に用いた印章公印が廃止されたときは、速やかに電子公印廃止要請書により教育総務課長に当該電子公印の廃止を要請しなければならない。

8 教育総務課長は、前項の規定による要請があつた場合は、その内容を審査し、当該要請を承認したときは、電子公印台帳から当該電子公印の登録を抹消しなければならない。

9 電子公印管守者は、前項の規定により電子公印の登録が抹消されたときは、速やかに電子計算機に記録された当該電子公印を消去するとともに、教育総務課長に消去した旨の報告をしなければならない。この場合において、教育総務課長は、当該電子公印を電子磨印台帳に登録しなければならない。

（略）

（電子公印の事故届）

第15条 電子公印の盜難、紛失、偽造、変造等の事故があつたときは、電子公印管守者は、速やかに電子公印事故届書を教育長に提出しなければならない。

（略）